

「趣味の体験講座」

決 裁	会 長	専務 理事	事業 部長	作成日	令和 3年 月 日
				記入者	
				担当者	

事 業 名					
		サブタイトル：			
開 催 日 時	令和 3年 月 日 ()	時 分 ~	時 分		
	令和 年 月 日 ()	時 分 ~	時 分		
	令和 年 月 日 ()	時 分 ~	時 分		
	令和 年 月 日 ()	時 分 ~	時 分		

講師名	(ふりがな)	
住 所	郵便番号	
連絡先	電話	FAX

実施場所	
募集人数	
参加費	
5名未満の 実施の可否	○ 5名未満でも実施する ○5名未満の場合実施しない
持ち物	

「広報じょうよう」の記載に関して

原稿締切り日	令和 年 月 日	広報発行日	令和 年 月 日号
打ち合わせ内容			

謝礼：報酬の支払い		会 計
金額：	・源泉あり ・源泉なし	

趣味の体験講座実施要項

- ① 講座開講の基準について
 - 1) 従来 of 基準を踏襲し、1 講座は 1 回～4 回とする
 - 2) 年間の講座回数は原則「10 講座」とする
 - 3) 講座参加者 5 名以上で開講、それ未満の場合原則として開講をしない
なお、参加者が 5 名未満の場合、開講の可否を事前に決定し、否の場合募集要項にその旨記載する。「参加者が 5 名未満の場合、当講座は開講しません。」等
 - 4) 連盟・連合体が異なっても、同一ジャンルの講座は協会 with 調整する

 - ② 講座参加基準について
 - 1) 参加者の対象は、城陽市内在住者及び市内勤務者をもって参加資格とする事を原則とする
 - 2) 子ども対象の講座は保護者同伴とする

 - ③ 講座参加費について
 - 1) 講座の参加費は無料とする
但し、資料費、材料費は実費負担とする

 - ④ 講師謝礼について
 - 1) 講師謝礼は廃止とする。但し、交通費等必要経費として、1 講座 5,000 円を協会より支出する（参加者 5 名以上の場合のみ）
（5 名未満でも連盟・連合体・講師の希望により開講する場合、講師に必要経費は支出しない）

 - ⑤ 開講の申請について
開講希望の申請については、申込書により、毎年の 2 月理事会までに申し込みすること ☆申込書は、12 月理事連絡会 with 準備する
- ※ コロナの感染拡大防止の為、令和 3 年度は、8 名から 5 名に変更して募集する。